

2 チェックリスト

チェックリストの使い方

ここでは、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の遵守基準のうち、特に立入検査において確認が行われる事項を中心にチェックリストとしてまとめている。リストに記載されている事項は、必ず守らなくてはならない内容であり、これらを満たしていない場合は、行政処分の対象となり得る。チェックリストは共通事項と事業内容に応じた個別事項に分かれているので、それぞれ該当する項目を確認すること。

※「基準の解説」のパート(P9～)で趣旨や解説を記載している項目には、対応するチェックポイントを記載したページを右端に掲載。

■ 共通事項

犬猫の飼養・保管に必要な事項であり、事業内容によらず、すべての動物取扱業者が守るべき事項となる。

- 飼養施設・設備(ケージ等)
- 従業員数
- 環境の管理
- 疾病等に係る措置
- 動物の管理

■ 個別事項

事業の内容に応じて適用される事項であり、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業において実施する事項について、確認すること。

(例えば、繁殖を行う場合は、繁殖を行う場合のリストを確認すること。)

- 展示を行う場合(販売のための展示や展示業者の場合) →6ページへ

- 貸出しを行う場合 →8ページへ

- 輸送を行う場合 →6ページへ

- 競りあっせんを行う場合 →8ページへ

- 繁殖を行う場合 →7ページへ

- 訓練を行う場合 →8ページへ

- 販売を行う場合(繁殖業者が販売業者に販売する場合も含む) →7ページへ

- 保管を行う場合 →8ページへ

- 譲渡しを行う場合 →7ページへ

なお、チェックリストは、守るべき基準を効率的に確認するために作成したものであり、必ずしもすべての基準を網羅するものではない。法令で定められた正確な遵守基準の内容は、P67~の関係法令の記載を確認すること。

またチェックリストの記載内容によらず、管轄する自治体の判断が優先されることに留意すること。

共通事項(犬猫の飼養・保管に必要な事項)

〈飼養施設・設備(ケージ等)〉

- ケージ等は分離型の基準を満たす。
(分離型のケージ等の基準は、どんな業形態であっても、基本的に満たす必要がある。)
 - 犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。
(立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする等の動作を容易に行える広さか。)
 - 長期間飼養する場合(長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)は、以下の○のいずれかに該当している。(顧客の動物を預かる保管業や訓練業の場合は、短期間の一般的な業内容であれば、運動スペースの設置は必須ではない。)
 - 平飼い等により一体型の基準を満たす。
 - 分離型のケージ等とは別に一体型以上の広さの運動スペースがあり、常に運動させられる状態で維持管理している。
- ※傷病個体や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断ができる場合は、上記3項目が適用されない場合がある。
- 申請書(届出書)に基づく、以下の設備が配置されている。
 - 照明設備^{*1}、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、廃棄物集積設備、死体の一時保管場所^{*1}、餌の保管設備、清掃設備、空調設備(屋外を除く)、遮光又は風雨を遮る設備(屋外の場合)、訓練場(訓練業の場合)
 - ケージ等と訓練場の床に金網が使われていない。
※犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。
 - ケージ等と訓練場にサビ、割れ、破れ等の破損がない。
 - ねずみ、はえ、蚊、のみ等の侵入を防止できる構造となっている。侵入を防ぐか、駆除を行うための設備がある。
 - 床、壁、天井、附属設備は、清掃が容易である等清潔に維持管理がしやすい構造である。
 - 脱走しない構造・強度である。
 - 飼養保管のために必要な作業スペースがある。
 - ケージ等は、耐水性がなく簡単に洗えないなど、衛生管理の支障がある材質ではない。
(例えば、段ボール等を用いていないか。)*1
 - ケージ等は、受け皿や、床敷きなどにより、ふん尿などが漏れない構造である。
 - ケージ等の側面か天井は、常に通気が確保され、内の様子が外から見通せる構造である。
(傷病動物である等特別の事情がある場合を除く。)
 - ケージ等は、床に確実に固定するなど、衝撃による転倒を防止している。
(例えば、上下に積み重ねたケージを結束バンド等で固定したのみで床に固定しない等、不安定な状態でのケージの設置、積み重ねが行われていないか。)
 - ケージ等に、給餌と給水のための器具を備えている。
(一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合を除く。)
 - ケージ等に、生態や習性、飼養期間に応じた遊具や休息等のための設備がある。
 - 1日1回以上飼養施設の巡回、保守点検、ケージ等の清掃を行い、汚物や食べ残しなどを適切に片付けて、清潔を保っている。これらの清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を5年間保管している。

▶ P9~

▶ P18~

* 1の事項は、第一種動物取扱業者の場合に適用

〈従業員数〉

- 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
- 職員数が正しいか確認を行うために必要な書類を作成している。
- 飼養保管を行う犬猫(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)の頭数は何頭か把握している。このうち繁殖犬猫の頭数を把握している。
- 算出した職員数に対応する飼養保管頭数(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)が上限を超えていない。

▶ P20~

〈環境の管理〉

- 犬猫の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が保たれ、騒音が防止されるように環境を管理している。
- 施設に温度計と湿度計が備え付けられている。
- 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ(震えや開口呼吸など)がない。
- 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いが無い。
- 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。
(例えば、照明を用いた猫の人為的な発情促進がないか。)
- 動物の鳴き声、臭い、毛や、ねずみ、はえ、蚊、のみなどの衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なっていない。
- 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理され、放置していない。

▶ P28~

〈疾病等に係る措置〉

- 病気とケガの予防、寄生虫の予防や駆除等の日常的な健康管理を行っている。
- 毎年1回以上健康診断を実施している。
- 繁殖個体は繁殖の適否について診断を受けている。
- 健康診断の診断書を5年間保管している。
- 生後11年以上の高齢猫の展示を行う場合には、定期的(半年に1回程度)に健康診断を受けさせる等、健康に配慮している。※第一種動物取扱業(販売業、貸出業、展示業)の場合
- 病気の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行っている。
- 病気にかかったりケガをした場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師の診療を受けさせている。
(病気やケガがあるにもかかわらず、必要な処置が受けられていない個体がないか。)
- 新たな犬猫の飼養・保管を始める際に、観察や、入手先等からの聴き取りによって健康であることを確認するまで、必要に応じて他の動物と接触させないようにしている。(例えば、他の動物と隔離しているか。)

▶ P33~

〈動物の管理〉

- 犬猫が以下の不適切な状態になっていない(1つでも該当があれば違反)。○被毛に糞尿等が固着した状態(例えば、糞が毛にこびりついている状態など)
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - その他、健康や安全が損なわれるおそれのある状態
- ケージ等の外で飼養又は保管をしていない。
(管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合を除く。)
- 複数の動物を同じケージ等に入れている場合、ケンカ等をしない組み合わせにしている。

▶ P45~

- 幼齢の犬猫については、適切な期間、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をしている。
- 適切な量、回数等により給餌と給水を行っている。
- 清潔な水がいつも飲めるようにしてある。
- 分離型のケージ等の場合、1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態にしている。▶P45~
- 毎日、散歩や遊具を用いた活動等によって、人との触れ合いを行っている。
- 1日1回以上巡回して、犬猫の数と状態を確認し、巡回の実施状況を記録した台帳を5年間保管している。
- 顧客(見物客)等が犬猫に触れる場合には、犬猫への過度なストレスがかかったり、顧客等に危害が及んだり、犬猫や顧客等が人と動物の共通感染症にかかることがないように、顧客等には接触の方法を指導し、犬猫には適度な休息を与えている。
- 顧客(見物客)等が犬猫にみだりに食物を与えないようにしている。
- 災害時に犬猫の健康や安全を確保し、人の生命、身体、財産を守るために、普段から職員間の連絡体制や犬猫が脱走した場合の捕獲体制の整備、犬猫の避難方法の決定、餌の備蓄等の対策を講じている。
- 第一種動物取扱業者の標識は、氏名又は名称、所在地、登録番号、動物取扱責任者等の必要事項を事業所の出入口から見やすい場所に掲示している。
- 第一種動物取扱業の広告は、氏名又は名称、所在地、登録番号、動物取扱責任者等の必要事項を掲載され、飼いやすさや子犬子猫の愛らしさ、犬猫の生態や習性に反した行動等が過度に強調されるなど、誤解を与える内容ではない。
- 動物取扱責任者研修で得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させている。
- 個体ごとの帳簿に、個体の繁殖者の情報、生年月日、入手先の情報、販売・譲渡先の情報等の必要事項が記載され、5年間保管している。※販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業、譲渡業の場合

個別事項(事業の内容に応じて適用される事項)

〈展示を行う場合(販売のための展示や展示業者の場合)〉

- 犬猫の展示において、以下いずれかの状態を確保している。▶P38~
 - 休息できる設備に自由に移動できる状態を確保している。
 - 上記ができない場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間(休憩時間)を設けている。
- 犬猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間(特定成猫の場合は、合計12時間以内であれば、午後10時までの間)に行っている。※第一種動物取扱業の場合
- 犬猫に芸をさせたり、訓練をする場合には、その生理、生態、習性等に配慮し、芸や訓練が過酷なものとならないようにしている。※展示業の場合

〈輸送を行う場合〉

- 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、観察している。▶P38~ ※販売業、貸出業、譲渡業の場合
- 輸送設備は、確実に固定する等、衝撃による転倒を防止している。
- 輸送中は、常時、犬猫の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できる設備や体制がある。(航空輸送中は除く。)*₂
- 輸送設備は、犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。(健康や安全のため、特別な事情がある場合を除く。)*₂
- 輸送設備は、定期的な清掃や消毒が行われ、清潔を保っている。

- 必要に応じて空調設備があるなど、犬猫の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が保たれている。(健康や安全のため、特別な事情がある場合を除く。)
 - 犬猫の種類、数、発育状況、健康状態に応じて、適切な種類、量、回数の餌と水を与えている。(健康と安全のため、特別な事情がある場合を除く。)
 - 動物の疲労や苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くし、輸送中は、必要に応じて休息や運動の時間を設けている。
- * 2の事項は、第一種動物取扱業の場合に適用

〈繁殖を行う場合〉

- 交配する繁殖個体は6歳以下である(生涯出産回数が少ない個体の条件を満たす場合は7歳以下)。
- 犬の出産回数は6回を超えていない。
- 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管している。
- 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管している。
- 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖している。
(繁殖に適さない個体を繁殖させていないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認する。)
- 繁殖した犬猫を販売する場合は、57日齢以上である。(天然記念物の犬種を専門的に扱う繁殖業者が販売業者以外の顧客に直接販売する場合は50日齢以上。)
- 遺伝性疾患等のおそれのある犬猫、幼齢・高齢の犬猫等を繁殖させたり、遺伝性疾患等のおそれのある組み合わせによって繁殖をさせたりしていない。

▶ P41~

〈販売を行う場合(繁殖業者が販売業者に販売する場合も含む)〉

- 販売される犬猫は57日齢以上である。
(天然記念物の犬種を専門的に扱う繁殖業者が顧客に直接販売する場合は50日齢以上。)
- 2日間以上状態を観察して、健康上の問題がない犬猫のみを販売している。
- 環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫を販売している。
- 売買契約の際に、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等の証明書(入手先から受け取った証明書も含む。)を顧客に渡している。
- 販売をしようとする犬猫の品種等の名称、標準体重・体長、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制、性別、生年月日、繁殖者の情報等の18項目の情報を書面を渡して説明し、顧客等に署名等をしてもらう確認をしている。※第一種動物取扱業者に販売する場合は、品種等に共通する9項目の情報については、必要に応じて説明すれば足りる。
- 仕入れ、販売等の際に、取引の相手方が法令に違反していないこと、違反するおそれがないことを確認している。(違反が確認された場合、その相手方と動物の取引を行ってはならない。)
- 販売する全ての犬猫を顧客が目視や写真等で確認できる。また、品種等の名称、標準体重・体長、性別、生年月日、生産地等の情報が顧客から見やすい位置に文書で表示されている。
- 個体ごとの帳簿に、個体の繁殖者の情報、生年月日、入手先の情報、販売・譲渡先の情報等の必要事項を記載し、5年間保管している。

〈譲渡しを行う場合〉

- 可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった犬猫が譲渡されている。
- 可能な限り、環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫を譲渡している。
- 譲渡しをしようとする犬猫の品種等の名称、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制等の5項目の情報を説明している。

- 譲渡の際に、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書(入手先から受け取った証明書も含む。)を譲渡先に渡している。

〈貸出しを行う場合〉

- 2日間以上状態を観察して、健康上の問題がない犬猫のみを貸し出している。*3
- 環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫のみを貸し出している。(第二種動物取扱業の場合は可能な限り実施。)
- 貸出しをしようとする犬猫について、品種等の名称、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制等の10項目の情報を貸出先に渡している。(第二種動物取扱業の場合は5項目。)
- 貸し出した犬猫が撮影に使用される場合には、本来の生態、習性に関して一般人に誤解を与えるような形態による撮影が行われないようにしている。また、貸出先で犬猫に過度の苦痛がないよう、時間、環境等が適切に配慮されている。*3

*3の事項は、第一種動物取扱業の場合に適用

〈競りあっせんを行う場合〉

- 競りによって売買が行われる際に、販売業者が契約時の説明をしていることを確認している。
- 競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する法令に違反していないこと、違反するおそれがないことを確認している。(違反が確認された場合、競りにその事業者を参加させてはならない。)

〈訓練を行う場合〉

- 犬猫に芸をさせたり、訓練をする場合には、その生理、生態、習性等に配慮し、芸、訓練が過酷なものとならないようにしている。
- 感染性の病気のまん延やケンカ等の発生を防ぐため、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をすることが適切な場合を除いて、顧客の犬猫をそれぞれ単独で収容している。*第一種動物取扱業の場合
- 犬猫を搬出するたびにケージ等の清掃と消毒を行っている。

〈保管を行う場合〉

- 感染性の病気のまん延やケンカ等の発生を防ぐため、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をすることが適切な場合を除いて、顧客の犬猫をそれぞれ単独で収容している。*第一種動物取扱業の場合
- 犬猫を搬出するたびにケージ等の清掃と消毒を行っている。